

兵庫県稲美町農業委員会
令和 7 年 1 0 月定例会会議録

1 開催日時 令和 7 年 1 0 月 2 4 日（金） 1 3 時 3 0 分～ 1 4 時 3 0 分

2 場 所 稲美町役場 本館 3 階 3 0 3 会議室

3 議 事

議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」⇒承認（1件）

議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」

⇒許可（3件）

議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」⇒許可相当（2件）

4 出席委員（14名）

1 番・上田尚秋	2 番・山田和美	3 番・坂元三郎	4 番・上田眞由美
5 番・井澤 守	6 番・山口 透	7 番・前田和毅	8 番・坂本英正
9 番・長谷川高義	10 番・赤松聖美	11 番・魚住龍平	12 番・松井義輝
13 番・船岡重夫	14 番・田中 茂		

5 欠席委員（なし）

6 事務局

農業委員会事務局：局長 畠 邦彦 課長補佐 中川 剛

7 議事録署名人

14 番・田中 茂 1 番・上田尚秋

8 議 事

事務局： ただいまから令和 7 年 1 0 月定例会を開会いたします。

開会にあたり、稲美町農業委員会 坂本会長からご挨拶を申し上げます。

会 長： 開会挨拶

事務局： ありがとうございます。

それでは、早速議事にはいります。

稲美町農業委員会会議規則第 4 条の規定に基づき、会長が議長に就任し、議事を進行いたします。よろしくお願いします。

議 長： それでは、議事に先立ちまして、会議の成立と委員の出席状況を

報告いたします。稲美町農業委員会会議規則第6条の規定では、会議の成立には過半数の委員の出席が必要とされております。

本日は、委員全員が出席されていますので、会議は成立いたします。

次に、稲美町農業委員会会議規則第13条の規定により、本日の会議の議事録署名委員を議長から指名いたします。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長： 異議なしの声がありましたので、指名いたします。

議事録署名委員は、14番・田中茂委員、1番・上田尚秋委員の両名をお願いいたします。

ただいまから議事に入ります。委員各位のご協力よろしくお願いします。

今月の議案は、既に配付いたしておりますとおり、議案第29号～第31号まででございます。よろしくご審議をお願いします。

議長： それでは、議案第29号「非農地証明交付申請の承認について」を議題といたします。申請件数は1件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町加古字上新田裏 田（現況 雑種地）

649㎡（加古大池西方）

農地法第2条第1項の農地でなくなった時期：

平成7年の土地改良法による換地処分当初から非農用地として給水バルブの設置もなく、山土及びモルタル等を使用して、隣接農地よりも約50cm高い盛土工事が実施された雑種地となっているため。

平成8年6月5日撮影の空中写真添付。

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は二重委員です。申請地の北側は住宅の進入路、東側は水路、南側は農地、西側は住宅に面しています。農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

事務局： 令和7年10月21日13時30分～16時30分までの間、5番・井澤守農地担当副会長、2番・山田和美委員、8番・坂本英正会長及び事務局1名の合計4名で、申請地の現地調査を実施しました。

担当委員から調査結果を報告願います。

5 番・井澤委員： 申請地は、草が伸びている状態でした。事務局からの説明にもありましたが、南側と東側に土留めのコンクリートブロックが施工されるということでしたら、隣接農地や農業用排水への影響はなくなるものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

○番・○○委員： 5 条許可申請の取り下げの経緯は。

事務局： 県から 5 条許可の要件を満たさないとして返戻されたため、申請取下げとなったものです。

○番・○○委員： 非農地として認める理由は。

事務局： 換地処分当時から現況と変わりがなく所有者に非がないこと、譲受人が周辺農地への影響を無くす対策をしたうえで隣接する自社駐車場として利用することが理由です。

議長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

【賛成多数】

議長： 賛成多数ですので、「番号 1」は申請のとおり承認することに決定します。

議長： それでは、議案第 30 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。申請件数は 3 件です。

「番号 1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号 1」

所 在：稲美町六分一字長草

地 目：田

面 積：2, 9 8 5 m² (国安南交差点南西)

移動する権利：所有権

譲渡人：町内在住の所有者

譲受人：町内の農業法人（認定農業者、利用集積での借受者）

農機具：トラクター・コンバイン・田植機・管理機・播種機

栽培作物：水稻苗代、水稻

議長： 「番号 1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西幸一委員です。申請地は、稲刈り跡で適

正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。
議長： 「番号1」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

5番・井澤委員： 申請地は稲刈り跡で問題のない農地です。申請地は譲受人が利用集積で借り受けしていた農地ですので、今後も引き続き適正に管理されていくものと見込まれます。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号2」「番号3」については、私が小委員会の担当委員ですので、ここで議長を船岡重夫会長職務代理者と交代いたします。

議長（船岡会長職務代理者）： それでは坂本会長に代わり、議長を務めさせていただきます。

「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町印南字川北	田	3 9 0 m ²
川北	田	2 9 0 m ²
川北	田	5 7 5 m ²
川北	田	5 9 5 m ²
川北	田	5 4 2 m ²
(長法池南西方)	5筆合計	2, 3 9 2 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町外在住の農業者（認定新規就農者、隣接農地の所有者）

農機具：草刈機・軽バン（借り受け）トラクター・田植機・コンバイン・乾燥機

栽培作物：水稻

議長（代）： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地は、いずれも稲刈り跡で適正に管理されている問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号2」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂本会長： 申請地のうち、○番と○番との間にのみ畦がありましたが、一体的に耕作されており、いずれも稲刈り跡で農地として問題はありません。また譲受人は隣接農地の所有者ですので、今後も適正に管理されていくものと見込まれます。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号2」は申請のとおり許可することに決定します。

次に、「番号3」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号3」

所 在：稲美町印南字川北	田	2, 0 4 2 m ²
川北	田	8 3 9 m ²
川北	田	1, 3 5 6 m ²
(長法池南西方)	3筆合計	4, 2 3 7 m ²

移動する権利：所有権

譲渡人：町外在住の所有者

譲受人：町内在住の兼業農業者（隣接農地の所有者）

農機具：トラクター・田植機

栽培作物：水稻

議長（代）： 「番号3」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は数馬委員です。申請地のうち、○番は少し草が目立つ状態ですが、残りの2筆については、稲刈り跡で適正に管理されており、いずれも問題のない農地ですとの報告をいただいています。

議長（代）： 「番号3」について、小委員会から現地調査報告をお願いします。

8番・坂本会長： 申請地のうち、2筆については稲刈り跡になっており、農地として問題はありません。また、譲受人は隣接農地の所有者ですので、少し草が目立った申請地も含め、今後適正に管理されていくものと見込まれます。

議長（代）： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問は、ございませんか。

【意見、質問なし】

議長（代）： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

申請のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長（代）： 全員賛成ですので、「番号3」は申請のとおり許可することに決定します。

ここで、議長を坂本会長に戻します。

議長（坂本会長）： それでは、議案第31号「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。申請件数は2件です。

「番号1」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号1」

所 在： 稲美町印南字上場 （葡萄園池西北方）

地 目： 田

面 積： 286㎡

権利の種類： 使用貸借権

譲渡人： 地元所有者

譲受人： 町内及び町外在住者2名（譲渡人の孫夫婦）

転用目的： 分家住宅

土地利用計画： 盛土造成し、住宅1戸建築する。出入りは南側から。

北側、東側の境界にCB2段積みをし、雨水は北側の水路へ放流、汚水は南側道路に埋設の集落排水に接続。

※ 都市計画法第43条第1項の規定による建築物の新築許可申請書受付済み

議長： 「番号1」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は中岡委員です。申請地の北と東側は農地、南側は町道、西側は宅地と接している。転用による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・山田委員： 申請地は、柿が植えてあり、管理が行き届いた農地でした。雨水は北側の水路へ放流、汚水は南側道路に埋設の集落排水に接続されますので、転用による周辺農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。

議長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号1」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長： 全員賛成ですので、「番号1」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

次に「番号2」について、事務局に説明を求めます。

事務局： 次のとおり説明。

「番号2」

所 在：稲美町北山字金守 田 1, 158㎡うち443.89㎡
金守 田 1, 158㎡うち 55.10㎡
(向山交差点北東方) 2筆合計 498.99㎡

権利の種類：使用貸借権

譲渡人：地元所有者

譲受人：町内在住者（譲渡人の孫の配偶者）

転用目的：農家住宅

土地利用計画： 盛土造成し、住宅1戸建築する。出入りは床版を設置し西側から。西側に擁壁を新設し、雨水は西側の水路へ放流、汚水は西側道路に埋設の公共下水に接続。東側隣接農地の排水管を設置。

※ 都市計画法施行規則第60条の規定による開発許可等不要証明申請済。

議長： 「番号2」について、地元最適化推進委員の調査結果を報告願います。

事務局： 地元最適化推進委員は大西正彦委員です。申請地の東と南側は農地、北側は倉庫、西側は水路をはさんで町道と接している。転用による農業用水・排水や周辺農地、道路への影響はないとの報告をいただいています。

議長： 小委員会から調査結果を報告願います。

2番・山田委員： 申請地の一部では野菜が作付けされていきました。雨水は西側の水路へ放流、汚水は西側道路に埋設の公共下水に接続されますので、転用による周辺農地や農業用排水、道路への影響はないものと思います。また、転用後に残る農地についても進入路と排水の確保ができており、問題ないと思われます。

議 長： 説明、報告は終わりました。他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

○番・○○委員： 転用後に残る農地への進入路になる土地の登記地目は何になるのか。

事務局： 現在、登記申請中ですので不明ですが、おそらく雑種地もしくは宅地になるのではないかと思います。

議 長： 他の委員方で、ご意見、ご質問はございませんか。

【意見、質問なし】

議 長： 特に、意見、質問がなければ採決いたします。

「番号２」の転用及び使用貸借権の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長： 全員賛成ですので、「番号２」は申請のとおり、転用及び使用貸借権の設定について、許可相当との意見書を付け、県に進達することに決定します。

議 長： 以上で、本日予定しておりました議事は、全て終了いたしました。
委員各位のご協力に感謝申し上げ、令和７年１０月定例会を閉会いたします。

上記のとおり会議録を調製する。

令和７年１０月２４日

議長 坂 本 英 正

委員 田 中 茂

委員 上 田 尚 秋